

議案第49号

土地の処分について

北摂三田フラワータウン健康増進ゾーン用地を下記のとおり処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

三田市長 竹内英昭

記

1 所在地等

所在地	地目	地積
三田市富士が丘五丁目17番1	宅地	7344.53㎡

2 処分価格

250,000,000円

3 処分先

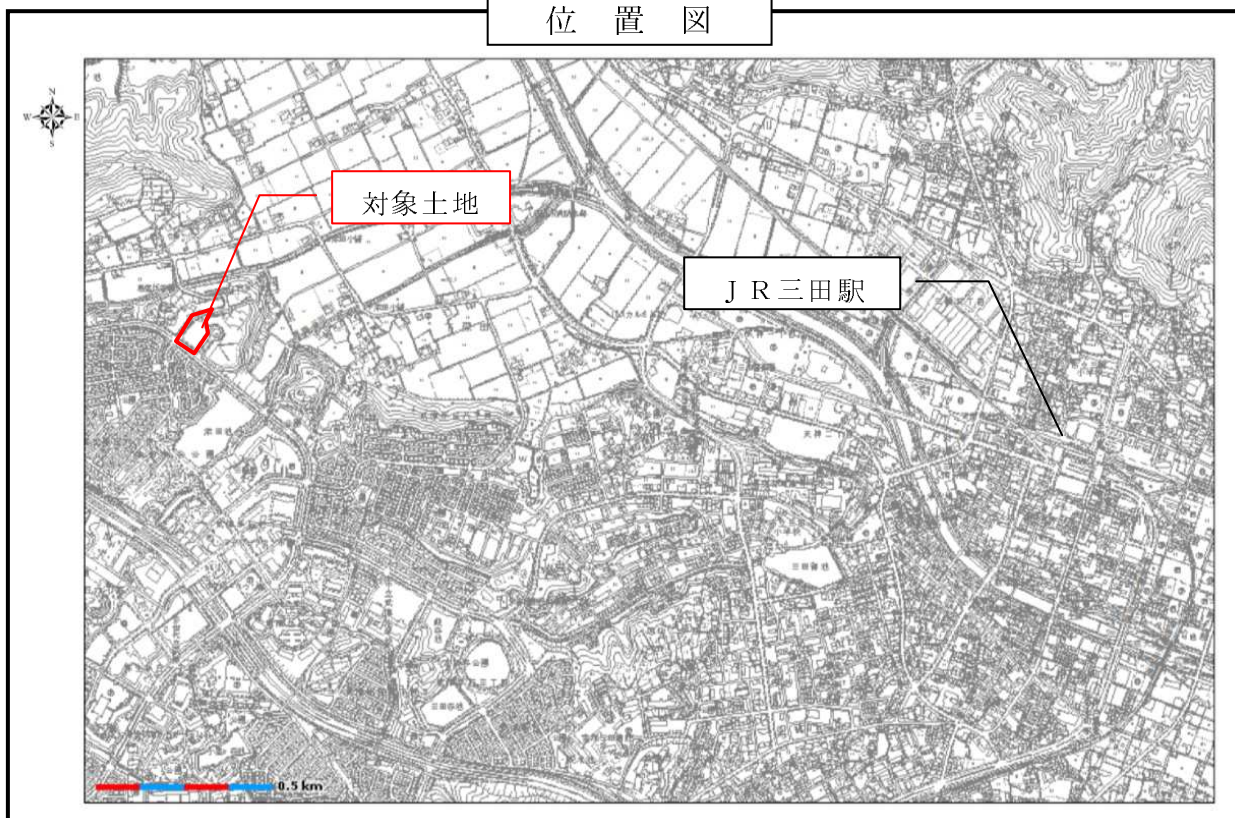
三田市西山二丁目22番10号

医療法人山西会

理事長 山西行徳

北摂三田フラワータウン健康増進ゾーン用地

位置図



用地処分区域

